

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学教育福祉科学部（以下「本学部」という。）に関して、必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 本学部は、教育・人間福祉を基盤とする教育・研究を推進し、地域の教育社会・文化の発展に寄与するとともに、人間福祉の視点に立って、教育の場で澁刺と活躍しうる資質の高い教員の養成と成熟した社会にあつて専門的知識を創造的・総合的に活用できる人材を養成し、豊かな共生社会の実現に貢献する。

(課程の目的)

第3条 本学部の各課程の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育課程

義務教育全体が見渡せる広い視野と福祉の心を持ち、児童・生徒に「生きる力」を育むことのできる実践力を備えた高い資質を持つ教員の養成を目指す。

(2) 情報社会文化課程

国際理解、高度な情報処理及び総合的な芸術表現に関する教育・研究を行い、国際化社会・高度情報化社会に柔軟な発想と感性豊かな表現力をもって生き抜くことのできる人材の養成を目指す。

(3) 人間福祉科学課程

子どもや高齢者、さまざまな障がいを持つ人など、すべての人々が心身の健康と安らぎで潤いのある生活環境に支えられながら幸せに人生を営み、共に生きる社会の実現をめざし、「人間福祉」の視点をもって、福祉分野をはじめ社会の多様な分野で活躍しうる人材を養成する。

(課程及びコース)

第4条 本学部の課程に次のコースを置く。

課 程	コース	選修・分野
学 校 教 育 課 程	発達教育コース	教育学選修，教育心理学選修，幼年教育選修
	特別支援教育コース	
	教科教育コース	国語選修，社会選修，数学選修，理科選修，音楽選修，美術選修，保健体育選修，技術選修，家庭科選修，英語選修

情 報 社 会 文	社会文化コース	
-----------	---------	--

	情報教育コース	
	総合表現コース	
人間福祉科学課程	社会福祉コース	
	心理健康福祉コース	心理分野, スポーツ・健康分野
	生活環境福祉コース	生活分野, 環境分野

(教育課程の編成)

第5条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門科目により編成し、その科目区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要があるときは、教授会の議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(卒業の要件及び教育課程の修了の認定)

第6条 本学部卒業の要件は、本学部の定めるところにより、教養教育科目及び専門科目に係る所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程修了の認定は、前項に定める単位を修得した者について行う。

(履修方法及び手続き)

第7条 学生は、本学部の定めるところにより授業科目を履修し、所定の様式により、履修しようとする授業科目を提出しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第8条 1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、25単位とする。ただし、卒業論文、卒業研究、教育実習、集中講義及び資格取得に関する科目の単位は、25単位には含まないものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部学生の授業科目の履修)

第9条 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障をきたさないと当該授業科目の担当教員が認めた場合に許可するものとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授

業方法に応じ45時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

- 第11条 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価等)

- 第12条 成績評価は、100点満点で行う。

- 2 成績評価の評語は、90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、50点以上60点未満をD、50点未満をFとする。

- 3 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験及びその他の審査の成績評価表を、次に掲げる期間内に提出するものとする。ただし、第1号及び第3号の期間に、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第54条第14号の特別休暇のうち国立大学法人大分大学が指定する連続した3日は、含まない。

- (1) 定期試験については、試験終了後10日以内
- (2) 追試験については、試験終了後3日以内
- (3) その他の審査については、審査終了後10日以内

(単位の認定)

- 第13条 前条の単位の認定は、成績評価の評語S、A、B及びCについて認定するものとし、D及びFは認定しない。

- 2 単位の認定に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。
- 3 疑義の申し出があった場合の取扱いについては、別に定める。

(卒業及び学位)

- 第14条 本学部に所定の修業年限以上在学し、かつ、第6条の定めるところによる卒業要件単位数以上を修得し、第5条に定める教育課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(他の学部の授業科目の履修)

- 第15条 本学部の学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部及び当該学部の定めるところにより、他の学部における授業科目の履修を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第16条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第24条の規定に基づき、他の大学における授業科目の履修等を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第17条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定に基づき、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った学則第26条第1項の規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(修業年限の通算)

第19条 学則第15条の規定により、本学部の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学部に入学者の場合において、本学部の定めるところにより、単位数に応じて相応期間を修業年限に通算することができる。

(再入学)

第20条 退学した者(学則第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、退学又は除籍の日の前日に属する課程に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第21条 学則第38条の規程に該当する者の選考の方法等について必要な事項は、別に定める。

(編入学者等の単位の認定等)

第22条 前二条の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定及び修学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は、別に定める。

(転学部及び転学科等)

第23条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、本学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 学部内の転課程等を志願する者がある場合は、本学部の定めるところにより選考の上、学部長が許可することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により転学部、転課程等を許可された者に、これを準用する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て別に定める。

附 則 (平成21年教育福祉科学部規程第22号)

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則 (平成24年教育福祉科学部規程第5号)

この規程は、平成24年7月11日から施行する。

附 則 (平成24年教育福祉科学部規程第6号)

この規程は、平成24年9月12日から施行する。